水土里情報システム利用基準

福岡県土地改良事業団体連合会

水土里情報システム利用基準

第１章　総則

1　目的

この水土里情報システム利用基準（以下、「この基準」という。）は、水土里情報システム運用管理基準（以下、「管理基準」という。）に基づき、福岡県土地改良事業団体連合会（以下、「本会」という。）が提供する水土里情報システム（以下、「本システム」という。）の利用に必要な事項を定めることを目的とする。

2　定義

この基準において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（１） 水土里情報データ（以下、「本データ」という。）とは、水土里情報利活用促進事業で整備された地図情報およびそれに付随する属性情報のデータをいう。

（２） 本システムとは、本会から提供される本データ、ソフトウェア、ドキュメントおよび記録媒体等で構成されるシステムをいう。

（３） 管理責任者とは、本システムの運用管理を統括する本会の職員をいう。

（４） 利用機関責任者とは、利用機関における本システムの利用を統括する利用機関の職員をいう。

（５） 利用機関とは、本会が本システムの利用について承諾した機関をいう。

（６） 利用者とは、利用機関に所属し、本システムを利用するためのユーザＩＤおよびパスワードを保有する職員（臨時、嘱託、非常勤等を含む。）をいう。

（７） 利用機関の設備とは、利用機関が本システムを利用するために設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。

（８） ユーザＩＤとは、本会が利用者に交付するものであって、利用者と利用機関を識別するために用いられる符号をいう。

（９） パスワードとは、ユーザＩＤと組み合わせて、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。

3　利用契約

利用機関は、本システムの利用に係るサービスの種類および内容、ならびに利用料金および支払い方法等を定めた「水土里情報システム利用契約書」（以下、「利用契約」という。）を、本会と締結するものとする。なお、利用契約における契約内容、契約時期等については、利用機関および本会と協議の上、定めるものとする。

4　著作権等

本システムの著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。）および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、本会または本会が許諾を得ている第三者が有するものとする。

2　本システムに登録されているデータの著作権および工業所有権等の知的財産権その他権利、権限は、当該データの権利者が有するものとする。なお、印刷物、複製物および二次著作権等については、当事者間において協議の上、決定するものとする。

5　権利義務譲渡の禁止等

利用機関は、この基準の遵守ならびに利用契約を締結することにより、本システムを利用する非独占的利用権を得るものとする。ただし、本システムの利用権を第三者に譲渡できないものとする。

6　裁判管轄

この基準に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は、本会の所在地の管轄裁判所とする。

7　準拠法

この基準の有効性ならびにこの基準から生じた当事者の権利、義務および法的関係は、日本法に従って解釈され決定されるものとする。

8　協議

この基準に定めのない事項および定められた事項について疑義が生じた場合には、利用機関および本会が誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとする。なお、この基準のいずれかの部分が無効である場合においても、この基準全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な定めを無効な部分と置き換えるものとする。

第２章　利用等

9　利用区域および利用機関の制限

本システムの利用区域は、福岡県内に限定するものとする。

2　本システムの利用機関は、本会のほか、利用区域内の市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、福岡県、農林水産省の出先機関、および本会が特に必要と認めた農業関係機関であって、本会がその利用を承諾し、所定の契約を締結した機関とする。

１０　利用目的

本システムの利用は、農地や農業用施設等の適切な管理・活用のための多様な取組の円滑な推進を図り、農業の持続的な発展、および農村の振興等に寄与することを目的とする。

１１　サービスの種類と内容

利用機関が利用可能なサービスの種類および内容は、利用契約に定めるところによるものとする。

１２　本システムの利用料金

本システムの利用料金は、利用契約に定めるところによるものとする。

１３　利用料金の支払義務

利用機関は、利用契約に定める利用料金およびこれにかかる消費税等を利用契約の規定に基づき支払うものとする。なお、本会は、利用機関が当該支払いを完了しない場合には、第１７の３項の定めに基づき、本システムの利用を停止することができるものとする。

２　利用機関は、第１７に定める事由による本システムの利用の中断、停止その他の事由により本システムの利用ができない場合であっても、当該年度分の利用料金およびこれにかかる消費税等の支払いを要するものとし、年度途中における新規契約あるいは解約の場合においても同様とする。なお、本システムの利用について、本会の責に帰すべき事由により本システムをまったく利用できない状態（以下、「利用不能」という。）が１ヶ月以上となる場合には、利用不能の月数（ただし、1ヶ月未満は切り捨てとする。）に対応する当該利用料金およびこれにかかる消費税等についてはこの限りではない。

１４　利用手続き

利用機関および利用機関責任者等の登録・変更は、以下により行うものとする。

（１）利用機関は、「水土里情報システム利用申込書」により、本会に利用機関および利用機関責任者等の登録申請を行うものとする。なお、利用機関責任者は、利用を統括し、本会との連絡調整を担当する者であって、利用機関において定めるものとする。また、利用機関名及び利用機関責任者等に係る登録事項に変更が生じた場合には、速やかに「水土里情報システム利用機関等登録変更申請書」により、本会に登録変更の申請を行うものとする。ただし、本会会員にあっては、本会手続き事項に係る事項は本会手続きをもってそれに替えるものとする。

１５　連絡・確認体制

本システムの利用に関する利用機関および本会との連絡、確認等は、原則として、管理責任者と利用機関責任者を通じて行うものとする。

１６　問合せ等

利用機関責任者または利用者は、管理責任者より通知された「本システムの問合せ窓口」に対して、利用契約に定めるところにより、本システムの利用に関する問合せを行うことができるものとする。

１７　一時的な中断および利用停止

本会は、以下に定める各号のいずれかに該当する場合には、利用機関への事前の通知または承諾を得ることなく、本システムの利用を中断することができるものとする。

（１） 本システムの故障等により、本会が緊急に保守等を行う場合。

（２） 本システムの運用管理上あるいは技術上の理由でやむを得ない場合。

（３） その他天災地変等不可抗力により本システムの利用ができなくなった場合。

２　本会は、本システムの定期点検を行う場合には、利用機関に事前に通知の上、本システムの利用を一時的に中断することができるものとする。

３　本会は、利用機関が第１８の１項の規定によりこの基準の全部または一部が解除された場合、または利用機関が利用料金未払いその他この基準に違反した場合には、利用機関への事前の通知または催告を要することなく、本システムの全部または一部の利用を停止することができるものとする。

４　本会は、１項から３項のいずれかにより、利用者が本システムを利用できなかったことに関して、利用機関またはその他第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

１８　本会からの利用契約の解除

本会は、利用機関が以下に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用機関への事前の通知または催告を要することなく、利用契約の全部または一部を解除することができるものとする。

（１） 通知内容に虚偽記入または記入漏れがあった場合。

（２） この基準および利用契約に違反し、本会がかかる違反の是正催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。

（３） この基準および利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合。

２　利用機関は、前項の定めによる利用契約の解除があった時点において未払いの利用料金または支払遅延損害金がある場合には、本会が定める期日までにこれを支払うものとする。

１９　利用契約終了後の義務

利用機関は、利用契約が終了した場合には、本システムの利用にあたり本会から提供を受けた本システムに関する一切の資料等（当該資料等の全部または一部の複製物を含む。以下、本条において同様とする。）を利用契約終了後直ちに本会に返還し、本システムに利用機関が登録したデータについては、利用機関の責任において消去するものとする。ただし、当該消去については、本会に依頼することができるものとする。

第３章　利用機関の義務等

２０　自己責任の原則

利用機関は、本システムの利用にともない、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合には、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。また、利用機関による本システムの利用にともない、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。

２　本システムを利用して利用機関が提供する情報（二次著作物および印刷物を含む。以下、同様とする。）は、利用機関の責任において提供されるものであり、本会はその内容についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてのいかなる責任も負わないものとする。

３　利用機関は、本システムの利用に当たって、以下に定める全ての事項に同意するものとする。

（１）　利用機関は、利用者による本システムの利用を利用機関自らの利用とみなされることを承諾し、かかる利用につき一切の責任を負うものとする。

（２）　利用機関および利用者は、この基準ならびに利用契約の全事項を承諾し、また遵守するものし、この基準ならびに利用契約により法的に拘束されるものとする。

（３）　本システムに格納されているソフトウェアは、現存するままの状態で提供されるものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示または黙示の保証責任も適用されないものとする。

（４）　本システムを動作させたことに起因して、利用機関または第三者が所有するソフトウェア、データ等が破壊されるなどして、利用機関が被った一切の損害については、利用機関が自らの責任において処理するものとする。

（５）　本システムに関して、第三者の工業所有権、著作権、その他の権利を侵害したという理由に基づいて、第三者から損害賠償などの請求がなされた場合であっても、利用機関が自らの責任において処置するものとする。

（６）　本システムの利用、または利用不能によって発生する損害および本システムに含まれるデータに関して発生する損害に対する責任は、いかなる場合においても本会は一切負わないものとする。

（７）　本会が本システムの運用管理または技術上必要であると判断した場合には、利用機関が本システムにおいて利用または伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとする。

４　利用機関は、利用者がその故意または過失により本会に損害を与えた場合には、本会に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

５　本会は、利用機関が第１４の定めによる手続きを怠ったことにより、利用機関が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合にあっては、一切の責任を負わないものとする。

６　本会は、利用者の行為または利用機関が利用もしくは伝送する（利用機関の利用とみなされる場合も含む。）情報を監視する義務を負わないものとする。

２１　利用機関の設備設定・維持

利用機関は、自己の責任において、別紙の「１．利用機関の設備に関する仕様」に掲げる仕様に基づき利用機関の設備を設定し、利用機関の設備および本システムを利用するための環境を維持するものとする。

２　利用機関は、本システムを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用機関の設備をインターネットに接続するものとする。

３　本会は、１項および２項による利用機関の設備設定・維持に不具合がある場合には、利用機関にサービスを提供する義務を負わないものとする。

２２　ユーザＩＤおよびパスワード

利用機関責任者および利用者は、ユーザＩＤおよびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏えいすることのないように厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）するものとする。本会は、ユーザＩＤおよびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用機関およびその他の者が損害を被った場合には、一切の責任を負わないものとし、利用者のユーザＩＤおよびパスワードによる利用その他の行為は、全て利用機関の利用とみなすものとする。

２　利用機関は、第三者が利用者のユーザＩＤおよびパスワードを用いて、本システムを利用した場合には、当該行為は利用機関の行為とみなされるものとし、かかる利用についての一切の責任を負うものとする。また、利用機関は、当該行為により本会が損害を被った場合には、当該損害を補てんするものとする。ただし、本会の故意もしくは過失によりユーザＩＤおよびパスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではないものとする。

２３　禁止事項

利用機関は、本システムの利用に関して、以下に定める行為を行わないものとする。

（１）　本会または第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。

（２）　利用機関が入居する建物内以外の場所で利用する行為。ただし、デモンストレーションは除く。

（３）　本システムの利用内容や本システムにより利用しうる情報を、業務目的以外で改ざんまたは消去する行為。

（４）　第三者に本システムを利用させる行為。

（５）　法令もしくは公序良俗に違反し、または本会もしくは第三者に不利益を与える行為。

（６）　第三者になりすまして本システムを利用する行為。

（７）　ウィルス等有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。

（８）　第三者の設備または本システムの利用、あるいは本システムの運用管理に支障を与える行為もしくはその恐れのある行為。

（９）　本システムの全部または一部に対するリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはその他の方法で、解析または編集可能な形に変換する行為。

（１０）本システムの誤動作、処理遅延または停止を誘発するような行為。
（１１）本システムおよび本システムに登録されているデータ等を、業務以外の目的で利用、他者に開示、提供、または販売目的のために他の製品と合わせて配布、あるいは対価を得て販売する行為。
（１２）その行為が前各号に定めるいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを張る行為。

２　利用機関は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合には、直ちに本会に通知するものとする。

３　本会は、本システムの利用に関して、利用者の行為が１項の各号に定めるいずれかに該当するものであること、または本会が提供した情報が１項の各号に定めるいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合には、事前に利用機関に通知することなく、本システムの全部または一部の利用を一時停止し、あるいは１項の各号に定めるいずれかに該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。

２４　研修の受講等

利用機関は、本システムの適正な利用のため、本会が実施する本システムの利用方法、情報セキュリティ、個人情報の取扱い等に係わる研修を可能な限り受講させるものとする。

２５　障害・事故等への対応

利用機関は、本システムにおいてシステム障害・事故等およびセキュリティ障害・事故等が発生した場合には、遅滞なく本会に報告するものとし、障害・事故等への対応については、利用機関および本会と協議の上、それぞれが行うべき対応処置を決定し、その対応処置を実施するものとする。

第４章　セキュリティ対策

２６　セキュリティ対策

本システムにおけるセキュリティ対策については、この基準に定めるところによるほか、関係法令ならびに利用機関が定めた情報セキュリティおよび個人情報の保護に関する諸規定等によるものとする。

２　本システムには、別紙の「２．本システムのセキュリティ対策」に掲げるセキュリティ対策等が講じられるものとする。

２７　秘密情報の取扱い

利用機関および本会（以下、「当事者」という。）は、本システムの利用またはサービス提供のため、当事者から提供を受けた技術上、運用上その他業務上の情報のうち、当事者が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報（以下、「秘密情報」という。）を第三者に

開示または漏えいしないものとする。ただし、当事者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合、および以下のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

（１）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報。

（２）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当な手段で入手した情報。

（３）当事者から提供を受けた情報に依存せず、独自に開発した情報。

（４）この基準に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報。

（５）本条に基づく指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報。

２　前項の定めにかかわらず、利用契約において定められる秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定および表示がなされたものとする。

３　１項および２項の定めにかかわらず、当事者は、秘密情報のうち法令の定めに基づき、あるいは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとする。この場合、当事者は、当該開示前に開示する旨を当事者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合には開示後速やかにこれを行うものとする。

４　秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

５　秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報を利用機関による本システムの利用に必要な範囲内でのみ利用し、この範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」という。）を複製または改変（以下、本条において「複製等」という。）することができるものとする。この場合、当事者は、複製等された資料等についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとする。なお、本システムの利用に必要な範囲を超える複製等が必要な場合には、あらかじめ当事者から書面による承諾を受けるものとする。

６　秘密情報の提供を受けた当事者は、当事者の要請があった場合には、資料等（本条の５項に基づき当事者の承諾を得て複製等した資料等を含む。）を当事者に返還し、秘密情報が利用機関の設備または本システムに登録されている場合はこれを完全に消去するものとする。

７　利用機関は、他の利用機関の承諾を得て本システムに登録されている当該利用機関の秘密情報を利用する場合には、本条に定める秘密情報保持の義務を負うものとする。

８　本条に定める秘密情報の取扱いは、利用期間終了後も有効に存続するものとする。

２８　個人情報の取扱い

当事者から提供を受けた本システムの運用上その他業務上の情報に含まれる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいう。）は、当事者における本システムの運用および利用またはサービスの提供の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示または漏えいしないものとする。また、当事者は個人情報に関しての関連法令を遵守するものとする。

２　個人情報の取扱いについては、第２７の４項から８項の定めを準用するものとする。

２９　アクセス制御

本システムに登録されているデータへのアクセス制御は、利用機関及び本会で協議を行うとともに、以下の定めによるものとする。

（１）　利用機関は、複数の利用機関の間で業務権限を用いてデータの共有を行う場合には、対象となるデータ項目およびその利用者について、あらかじめ利用機関の間において取り決めを行うものとする。

（２）　利用機関は、(1) の取り決めに基づき、利用者ごとにアクセス可能な業務権限およびレイヤ権限などを決定するものとする。

（３）　利用機関は、（１）および（２）により決定した内容を第１４の１項の（１）に規定する利用機関等の登録・変更等および同項の（２）に規定する利用者の登録、変更等の申請を行う際に、それぞれの申請書に記載するものとする。

（４）　本会は、（３）により申請書に記載された内容に基づき、利用機関および利用者のアクセス制御の設定を行うものとする。

（５）　利用者は、（４）により設定されたアクセス制御に基づき、本システムに登録されているデータの利用を行うことができるものとする。

３０　不正アクセス対策およびウィルス対策

利用機関における不正アクセス対策およびウィルス対策は、以下の定めによるものとする。

（１）　利用機関は、利用機関の設備に、最新のセキュリティパッチが適用されるよう設定するものとするが、利用機関の設備の管理に係る規定あるいは規制等により困難な場合はこの限りではない。

（２）　利用機関は、利用機関の設備にウィルス対策ソフトウェアを導入するものとするが、当該ソフトウェアには定期的に最新のウィルス情報を取得することができる機能を有するものを選択し、常に最新のパターンファイルへの更新を行うものとする。

（３）　利用機関は、利用機関の設備に取り込まれるすべてのファイル（メールや Web を含む。）に対して、取り込み時にウィルス検知を行うよう、ウィルス対策ソフトウェアの設定を行うものとする。また、外部記憶装置（USB メモリー、外付けハードディスク等）についても同様とする。

（４）　利用機関は、利用機関の設備の内、モバイル（外部に持ち出して利用する）機能付きの端末を構内ネットワーク（LAN）に接続して本システムを利用する場合には、接続する前に、パターンファイルの更新、ウィルス検知を行うものとし、外部記憶装置（USB メモリー、外付けハードディスク等）についても同様とする。また、これに併せて最新のセキュリティパッチが適用されていることを確認することが望ましいが、（１）と同様の事由により困難な場合はこの限りではない。

（５）　利用者は、利用機関の設備でウィルスを検知した場合には、ウィルスが削除もしくは退避されていることを、ウィルス対策ソフトウェアの表示内容から確認するも

のとする。

（６）　利用者は、（５）により、ウィルスの削除もしくは退避が確認できない場合およびウィルスに感染した旨が表示された場合には、ただちに当該機器端末をネットワークから切り離すとともに、速やかに利用機関責任者へ報告するものとする。

（７）　利用機関責任者は、（６）により報告を受けた場合には、利用機関が規定するウィルス対策を実施するとともに、管理責任者に速やかに報告するものとするものとする。

３１　セキュリティ監視

利用機関におけるセキュリティ監視および報告等は、以下によるものとする。

（１）　利用者は、セキュリティ障害・事故等を発見した場合には、利用機関責任者に速やかに報告するものとする。

（２）　利用機関責任者は、（１）により報告を受けた場合には、管理責任者に速やかに報告するものとする。

第５章　システム障害・事故等対応

３２　システム障害・事故等の報告等

本システムに係る障害・事故等（本システムに係る障害・事故等が発生し得る場合や本システムに係る障害･事故等が発生した恐れのある場合を含む。以下､｢システム障害･事故等」という。）が発生した場合の利用機関からの報告等は、以下の定めによるものとする。

（１）利用者は、システム障害・事故等を発見した場合には、利用機関責任者に速やかに報告するものとする。

（２）利用機関責任者は、（１）により報告を受けた場合には、管理責任者に速やかに報告するものとする。

第６章　損害賠償等

３３　損害賠償

本会が利用機関に対して負う損害賠償責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本システムの利用またはこの基準に関して、本会の責に帰すべき事由、あるいは本会がこの基準に違反したことが直接の原因で利用機関に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた年度における利用料金を上限として、利用機関と本会の協議により定めるものとする。ただし、利用機関の本会に対する損害賠償請求は、利用機関が第２５等に基づく所要の対応措置を実施した場合に限り行えるものとする。なお、本会の責に帰すことができない事由から生じた損害、あるいは本会の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、滅失利益ついては、本会は、賠償責

任を負わないものとする。

３４　免責

本システムの利用またはこの基準に関して本会が負う責任は、事由の如何を問わず第３３の範囲に限られるものとし、本会は、以下に定める事由により利用機関に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

（１） 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力による損害。

（２） 利用機関の設備の障害または本システムまでのインターネット接続サービスの不具合等、利用機関の接続環境の障害による損害。

（３） 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害。

（４） 本会が第三者から調達したコンピュータウィルス対策ソフトウェアについて、当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本システムへの侵入による損害。

（５） 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システムへの第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受による損害。

（６） 利用機関が、この基準および本会が定める本システムの操作ならびに利用に係る所定の手順等を遵守しないことに起因して発生した損害。

（７） 本システムのうち、本会が調達したソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS 等）およびデータベースに含まれるデータ内容に起因して発生した損害。

（８） 本システムのうち、本会が調達したハードウェアに起因して発生した損害。

（９） 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。

（１０）刑事訴訟法第２１８条（令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令あるいは法令に基づく強制的な処分による損害。

（１１）その他本会の責に帰すことができない事由による損害。

２　本会は、利用機関が本システムの利用により利用機関と第三者との間で生じた紛争等について、一切の責任を負わないものとする。

第７章　評価・見直し

３５　評価・見直し

利用機関は、本システムの利用において遵守すべき事項に関するセルフチェックを、以下の定めにより行うものとする。

（１） 利用機関責任者は、利用者に少なくとも年１回以上、セルフチェックを行わせるものとする。

（２） 利用者は、利用機関責任者の指示に基づきセルフチェックを行い、その結果を利用機

関責任者に報告するものとする。

（３） 利用機関責任者は、セルフチェックの結果について、必要に応じて、管理責任者に報告するものとする。

２　利用機関責任者は、セルフチェックにより問題点が発見された場合には、これらの問題点に対して以下の定めにより是正処置を行うものとする。

（１） 原因を特定する。

（２） 再発防止策を、技術的および物理的な実現可能性、処置に要する経費、処置に要する期間、処置に要する人材の観点から、評価・検討する。

（３） 評価結果に基づいて是正処置を決定し、実施する。

３　利用機関責任者は、セルフチェック結果に関連して、同様の問題が起こる可能性を検証し、可能性が認められた場合には、これらの問題点に対して以下の定めにより、予防処置を行うものとする。

（１） 原因を特定する。

（２） 再発防止策を、技術的および物理的な実現可能性、処置に要する経費、処置に要する期間、処置に要する人材の観点から、評価・検討する。

（３） 評価結果に基づいて予防処置を決定し、実施する。

第８章　その他

３６　遵守

利用機関および利用者は、この基準を遵守するものとする。

この基準は、平成２３年６月１日より施行するものとする。

この基準は、平成２６年４月１日より施行するものとする。

別紙

水土里情報システム利用のための設備仕様およびセキュリティ対策

１．利用機関の設備に関する仕様

本システムの動作等が保証される利用機関の機器、設備の必須仕様および推奨仕様は、以下のとおりとする。

（１） 必須仕様

- オペレーティングシステム：Windows10 以降
- インターネットブラウザ　：Microsoft Edge
  （上記において最新のサービスパックが適用されている事）
- その他　：Microsoft Excel2010 以降
  （※帳票機能を利用する場合）
  Adobe Acrobat Reader DC などの PDF Viewer
  （※印刷機能 “ PDF 出力 ” を利用する場合）
  Java8 u151
  （※JavaWebStart を利用する場合）
  .NetFramework4 以上（Windows10 には標準でインストール済）
  （※ClickOnce を利用する場合）

（２） 推奨仕様

- CPU　：x86 互換プロセッサ
- メモリ容量：4GB 以上（8GB 以上推奨）
- ディスプレイ解像度：1024×768 以上の 65536 色（16bit）モニタ
- 通信回線：インターネット接続 10Mbps 以上

２．本システムのセキュリティ対策

本システムにおけるセキュリティ対策等は、以下のとおりとする。

（１） サーバ側におけるインターネットの接続環境にファイアウォールを設置

（２） 本システムのサーバ側設備において送受信されるデータに対しウィルスチェックを実施

■Web サーバ・DB サーバ

① ウィルスチェックソフトの種類：Deep Security as a Service(トレンドマイクロ)
② ウィルスチェックの頻度：その都度，毎日深夜に定期スキャン
③ ウィルスパターンファイルの更新間隔：ベンダリリースから２４時間以内

■AP サーバ

① ウィルスチェックソフトの種類：Deep Security as a Service(トレンドマイクロ)
② ウィルスチェックの頻度：その都度，毎日深夜に定期スキャン
③ ウィルスパターンファイルの更新間隔：ベンダリリースから２４時間以内

（３） データセンターのセキュリティの確保

① 耐震設計（震度 6 レベル以上）

② 自動火災報知設備、窒素消火設備

③ 二重化電源、自家発電設備

④ ＩＤカード（生体認証）による入退室管理システム

⑤ 24 時間 365 日の有人警備、監視カメラによる常時監視